

**江東区新砂三丁目における水素ステーション整備・運営事業
に関する事業者公募要項
質疑回答書**

No.	該当箇所	質 問	回 答
1	3 ページ 10 行目	【内容】 ボーリングデータ(地盤情報)等は頂けるでしょうか。	提供可能なボーリングデータ(地盤情報)等はありません。
2	3 ページ 10 行目	【内容】 配置検討の為、土地 CAD データ(図面データ)を頂けるでしょうか。	提供可能な CAD 図面はありません。
3	3 ページ 10 行目	【事項】 事業実施場所 【内容】 事業実施場所(所在地)の CAD 図面をいただけないでしょうか?	提供可能な CAD 図面はありません。
4	3 ページ 10 行目	【事項】 事業実施場所 【内容】 周辺道路の拡幅工事について、工事後の周辺道路状況が分かる CAD 図面をいただきたい。また終了時期と水素ステーション建設工事の着工可能時期をご提示いただきたい。	拡幅工事の CAD 図面及び終了時期については、道路拡幅計画者にご確認ください。 着工可能時期については、関係法令等を踏まえ、接道状況を含む周辺状況等をご確認いただき、ご判断ください。
5	4 ページ 11 行目	【事項】 電気自動車を充電する設備を設置し、運営するための敷地として使用できる 【内容】 電気自動車を充電する設備の設置について事業ノウハウを持った他社と組むことを検討していますが、充電する設備の所有者、運営者が水素ステーションの実施事業者と異なってもよろしいでしょうか? またこの場合にも、充電設備の場所について水素ステーションの土地賃借料に対する助成金が控除されることのないようお願いしたい。	電気自動車を充電する設備の設置について、事業ノウハウを持った他社と組むことは差し支えありません。充電する設備が建築物とならない場合は、その所有者が実施事業者と異なっても問題ありません。充電する設備の運営者が実施事業者と異なる場合は、実施事業者と充電する設備の運営者との間で適切な契約を締結してください。 充電設備の場所については、現在都が実施している燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業の交付要綱において、土地賃借料助成金の対象から控除されます。

6	4 ページ 26 行目	<p>【事項】 貸付期間 公正証書で定められた始期の日から 20 年間</p> <p>【内容】 事業期間中に、燃料電池トラックの実用化の目途が立たない、水素ステーションに対する国や東京都の補助金が大幅に減額されるといった大きな環境の変化があった場合等、事業を取りやめることは可能ですか？</p>	<p>協定書（案）第 15 条において、「不可抗力により本事業の継続が不能になった場合は、甲及び乙で協議の上、本協定を解除することができる。」としております。</p>
7	6 ページ 15 行目	<p>【事項】 c. 他の水素ステーションが停止した際のバックアップ（受入）対応</p> <p>【内容】 どのような車種（乗用車、バス、トラック）について、どの程度の受入れ台数を想定されますでしょうか？ 例えば 1 時間当たり何 kg の水素充填が想定されるでしょうか？</p>	<p>車種については、バス・トラックを想定しております。受入れ台数については、応募者の提案部分となりますので、想定を提示することは控えさせていただきます。</p>
8	6 ページ 22 行目	<p>【事項】 (イ) 事業性（継続性） a 会社概要などの応募者の経歴等が分かるもの b 商法に定める計算書類一式 d 水素ステーションに係る事業の実績</p> <p>【内容】 合同会社の場合、各社員（親会社）についての資料も提出する必要がありますか？ また d 水素ステーションに係る事業の実績は、親会社の実績でよろしいでしょうか？</p>	<p>合同会社の場合、各社員（親会社）の資料もご提出ください。 事業の実績について、親会社の実績を含めていただいて問題ありません。</p>
9	7 ページ 20 行目	<p>【事項】 電子媒体の提出</p> <p>【内容】 電子媒体については、正本通りとし、会社名が特定できてよろしいでしょうか？</p>	<p>電子媒体のラベルには会社名を記載し、電子データの内容については会社名等が特定できないようにしてください。</p>
10	7 ページ 22 行目	<p>【事項】 写しには応募者名等を記載せず、会社名等が特定できないようにする。</p> <p>【内容】 応募書類 1 式の中には、会社概要、計算書類等が含まれており、会社名等が特定できますが、そのままでもよろしいでしょうか？</p>	<p>会社名等が記載されている書類については、特定できる箇所を黒塗りしてください。</p>
11	16 ページ	<p>【事項】</p>	<p>協定書（案）第 15 条において、「不可抗力</p>

	36 行目	<p>近隣とトラブルが生じた場合は、関係法令等を遵守し、誠意をもって対応する。</p> <p>【内容】</p> <p>近隣とのトラブルでは、関係法令等を遵守しても解決しない場合があります。可能な限りの対策を講じた後にも解決せず、事業続行が難しくなった場合は、どのようになるでしょうか？</p>	<p>力により本事業の継続が不能になった場合は、甲及び乙で協議の上、本協定を解除することができる。」としております。</p>
12	17 ページ 20 行目	<p>【事項】</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第 12 条 (前略) 以下の各号に規定する場合を除き、第三者に開示してはならない。</p> <p>【内容】</p> <p>合同会社の場合、社員(親会社)に対して開示することは認めていただきたい。</p>	<p>情報開示先の追加に関しては、公募の目的、公募の公平性、公募の適正性等を踏まえて、個別に判断します。</p>
13	16 ページ 31, 33 行目	<p>【事項】</p> <p>協定書(案)第 7 条十一 土壤汚染 同 第 7 条十二 地中障害物</p> <p>【内容】</p> <p>事前に判明している土地汚染、地中埋設物があれば情報提示いただきたい。</p>	<p>令和 5 年 6 月に土壤汚染調査を行い、実施した地点では汚染は見られませんでした。</p> <p>地中埋設物については把握しておりません。</p>
14	6 ページ 12 行目 16 ページ 12 行目	<p>【事項】</p> <p>応募書類 (ア) b 水素ステーションの仕様及び図面整備計画書の内容を変更する必要がある場合には、内容について、甲の承諾を受けた上で、変更することができる。</p> <p>【内容】</p> <p>水素ステーションの図面(施設全体計画図、設備配置計画図、主要プロセス図等)を提出しますが、これらは業者確定後に変更する可能性が十分にありますが、協定書にて変更は甲の承諾により認められていますが、変更に対する注意点(変更が認められない項目等があれば)ご教示いただきたい。</p>	<p>変更を承諾するかどうかについては、公募の目的、公募の公平性、公募の適正性等を踏まえて、個別に判断します。</p> <p>審査に大きく影響する部分については、変更が認められない場合があります。審査基準及び内容については別紙「事業内容等評価点の審査基準」を参照ください。</p>
15	6 ページ 35 行目	<p>【事項】</p> <p>(オ) 環境対策</p> <p>環境関連法令の遵守及び周辺環境への配慮に係る計画</p> <p>【内容】</p> <p>具体的に環境関連法令とは何を指すのでしょうか？</p> <p>また特に重視される項目等があればご教示願います。</p>	<p>環境関連法令は、具体的には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等になります。</p> <p>審査基準及び内容については別紙「事業内容等評価点の審査基準」を参照ください。</p>